

## 7. 互助組合の扶養家族と家族

### (1) 扶養家族（運営規則第8条，準会員規程第5条）

#### ① 会員の扶養家族

ア．公立学校共済組合岡山支部の被扶養者として認定された者は，その被扶養者となった日から自動的に会員の扶養家族となる。

イ．当該被扶養者の認定を取消されたときは，その日から自動的に会員の扶養家族の資格を喪失する。

#### ② 準会員の扶養家族

ア．準会員が加入した文部科学省共済組合又は岡山県市町村職員共済組合の被扶養者として認定されたときは，認定後すみやかに準会員扶養家族申告書（様式集18頁）を所属所長等を経由して理事長に提出することにより，当該認定日から準会員の扶養家族の資格を取得する。

イ．当該被扶養者の認定を取消されたときは，すみやかに準会員扶養家族申告書（様式集18頁）を所属所長等を経由して理事長に提出する。

この場合，当該取消日から準会員の扶養家族の資格を喪失する。

### (2) 家族（運営規則第8条，準会員規程第5条，給付及び貸付規程第4条）

会員又は準会員の家族とは，次に掲げる者をいう。

#### ① 扶養家族

#### ② 扶養家族以外の次の者

ア．配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）

イ．子女（同一戸籍にある者）

ウ．父母（実父母。ただし，会員又は準会員が養子の場合は養父母，結婚して改姓した場合は同姓の父母）

## 8. 互助組合の遺族

### (1) 遺族の範囲（運営規則第9条）

会員又は準会員の遺族とは，配偶者（会員の死亡当時事実上婚姻関係にあった者を含む。），子，父母，祖父母及び葬祭を行った者とする。

### (2) 遺族の順位（運営規則第10条）

給付等の請求権の順位は，民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。